



対=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 日=日時・日程 場=会場 日=当日直接会場へ 講=講師 費=費用(特記ない場合、無料)
 備=ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子~未就学児が対象) 申=申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可) 問=問合せ先
 区=区のホームページ(右記二次元コード)から申込可 区=スマートフォン不可 区HPQ10000=区のホームページ検索バーへの番号入力でページを表示



▶災害・防犯情報メール配信サービス <https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/> ▶公式ツイッター @setagaya_kiki ▶FM ラジオ 83.4 メガヘルツ (エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時~午後9時(年中無休) ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100



おしらせ

情報公開・個人情報保護審議会の傍聴

日 8月18日(金)午前10時~正午
 場 区役所第1庁舎5階庁議室
 備 オンライン開催。詳しくは、お問い合わせください。
 申 8月15日までに、電話で区政情報課 (☎5432-2097 FAX5432-3007) へ 先着6人

第5回高齢者福祉・介護保険部会の傍聴

日 9月1日(金)午後6時30分~8時30分
 場 保健医療福祉総合プラザまたはオンライン
 備 文字通訳あり(8月16日までに要予約)。
 申 8月23日までに、オンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面。会場・オンラインの別も明記)で高齢福祉課 (☎5432-2768 FAX5432-3085) へ 先着 会場=10人

障害者施策推進協議会の傍聴

日 8月28日(月)午後7時~9時
 場 児童相談所
 備 先着10人。要約筆記あり(8月14日までに要予約)。
 問 障害者施策推進課
 ☎5432-2958 FAX5432-3021

子ども・子育て会議の傍聴

日 9月11日(月)午前9時30分~11時30分
 場 成城ホール集会室
 備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。先着10人。
 問 子ども・若者支援課
 ☎5432-2528 FAX5432-3016

赤い羽根共同募金地域配分(B配分)の申請受付

1施設配分
 対 地域福祉推進を目的とする事業を行う区内の各種民間社会福祉施設、団体等
 対象事業 / ①備品整備②防災・災害対策用備品③小破修理④研修・訓練・交流事業⑤新型コロナウイルス感染拡大防止に関する事業
 配分額 / 20万円以内
2地域福祉活動団体配分
 対 地域福祉を目的とした区内で活動している法人格を持たない団体またはNPO法人
 対象事業 / ①区民同士の交流促進に資する事業②テーマ別重点推進事業(地域の福祉課題の解決に資する事業)③調査研究事業
 配分額 / ①10万円以内②③20万円以内
 備 原則申請時点で事業開始後1年を経過している団体による6年度実施事業が対象。申請額の上限は対象事業に要する費用の75%。詳しくは、ホームページ(HP <https://www.setagayashakyo.or.jp/>)をご覧ください。
 申 10月6日(必着)までに、所定の申請書(地域社会福祉協議会事務所等で配布。ホームページ(HP前記URL)にもあり)を郵送または持参で(社福)世田谷区社会福祉協議会(〒157-0066 成城6-3-10 ☎5429-2233 FAX5429-2204) へ

薬物乱用防止のポスターと標語募集

規格 / ポスター=四つ切りまたはB3判を縦使用、標語=40字以内(応募用紙使用)
 対 区内在住・在学の中学生
 備 最優秀作品賞や参加賞あり。入賞作品は、玉川高島屋S・C地下連絡通路に展示予定。
 申 学校が指定する締切までに、作品(ポスターは裏面に)①学校名②学年・クラス③氏名・ふりがなを明記)を在学学校へ提出
 問 世田谷保健所健康企画課
 ☎5432-2432 FAX5432-3022

中学校卒業程度認定試験の実施

願書受付期間 / 7月3日~9月1日
 試験日 / 10月19日(木)
 備 合格者には高等学校の入学資格が与えられます。詳しくは、お問い合わせください。
 担当=学務課
 問 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
 ☎5253-4111(代表) FAX6734-3272


コミュニティ助成事業で備品の整備を行いました

宝くじの受託事業収入を財源として実施している、(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業と区の助成金により、コミュニティ活動の促進のため、石井戸会にやぐらを、給田西住宅管理組合にパソコンや会議用テーブル、椅子等を整備しました。
 問 市民活動推進課
 ☎6304-3174 FAX6304-3597

都市計画案等の公告・縦覧

以下の案に、意見書を提出することができます。
都市計画法第17条に基づく都市計画案/生産緑地地区縦覧・意見書提出期間 / 8月8日(火)~22日(火)
縦覧場所 / 総合支所街づくり課、都市計画課
意見書提出先 / 都市計画課
 問 都市計画課 ☎6432-7148 FAX6432-7982

世田谷みやげアンケートにご協力ください

世田谷にゆかりのあるお店自慢の逸品を募集し、指定している「世田谷みやげ」に関するアンケートを実施しています。ご回答いただいた方の中から抽選で20人に景品をプレゼントします。
回答期限 / 9月30日
回答方法 / ①観光案内所で回答 ②メールで回答
 回答方法について詳しくは、こちら▶ 
 問 (公財)世田谷区産業振興公社
 ☎3411-6715 FAX3412-2340



募集

出張所嘱託員(非常勤)

勤務日数 / 月16日 報酬 / 月額15万5415円(期末手当あり)
 任用期間 / 10月1日~6年3月31日(再度任用あり)
 募集期限 / 8月18日
 備 ①オンライン手続き可。詳しくは、申込書(地域行政課、総合支所地域振興課、総合支所くみん窓口・出張所・まちセンターにあり)または区のホームページをご覧ください。
 問 地域行政課 ☎5432-2037 FAX5432-3069

動物連絡員

活動内容 / ①活動地域におけるペットの飼育状況や課題等の把握、助言その他援助等②把握した情報の関係機関(行政・町会・自治会・動物病院等)との共有③保健所等との連携による、事業や活動の支援・協力④地域ねこ活動・犬の散歩マナー等の正しい知識の普及啓発
 対 ①区内に3年以上在住している満18歳以上の方②区民からの連絡・相談に対し、個人の人格を尊重し、個人情報厳守できる方
 備 上記のほか要件あり。申込方法等詳しくは、区のホームページをご覧ください。
 問 世田谷保健所生活保健課
 ☎5432-2908 FAX5432-3054

会食サービス協力員(ボランティア)

協力員の方には、週1回~月1回、ひとりぐらし等の高齢者の方に、手作りの食事と交流の機会を提供していただきます。

備 詳しくは、お問い合わせいただくか、区のホームページをご覧ください。
 問 高齢福祉課 ☎5432-2407 FAX5432-3085



障害のある方

障 受給者証を9月1日に更新します

障 ①は医療保険適用の自己負担分の一部または全部の助成を受けられる制度です。所得制限等により対象外になっていた方や5年度新たに対象になる方は、申請が必要です。
 現在障 受給者証をお持ちで以下の要件を満たす方には、8月下旬に郵送します。
要件 / 次のすべてを満たす方①身体障害者手帳1・2級(内部障害を有する方は3級まで)または愛の手帳1・2度、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方②医療保険加入者③本人(20歳未満の場合は医療保険の被保険者)の令和4年中の所得が、基準以下の方
申請に必要なもの / ①健康保険証②身体障害者手帳または愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳③65歳以上の方の新規申請は原則としてできません。後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、5年度の住民税が課税の場合は、対象となりません。
 問 障害者施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021

「保護的就労」で働いてみませんか

保護的就労は、知的障害、身体障害のある方が清掃や喫茶等のお仕事を通じて労働習慣や社会性を身につけ、企業等への就職をめざす事業です。
就労先 / (社福)世田谷区社会福祉事業団、(社福)世田谷区社会福祉協議会、(株)世田谷サービス公社
 問 障害者地域生活課 ☎5432-2425 FAX5432-3021



介護保険

せたがやシニアボランティア活動に参加してみませんか

介護保険施設等でボランティア活動を行った方にポイントを交付し、実績に応じて介護保険料負担軽減資金(年間上限6000円)を支給します。
 ●活動を始めるには、研修の受講が必要です
 対 区内在住の65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方で、この研修を一度も受けたことのない方
オンライン研修の配信期間 / 8月21日(月)~9月4日(月)
 備 YouTubeでの動画配信。研修内容等詳しくは、ホームページ(HP <https://www.setagaya-jinzai.jp/>)をご覧ください。
 申 8月14日までに、ホームページから世田谷区福祉人材育成・研修センター(HP前記URL)へ
 ☎6379-4280 FAX6379-4281



年金

高齢基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間は10年です

平成29年8月1日から、高齢基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間(保険料納付済期間、免除期間等を合算した期間)が25年から10年に短縮されました。受給開始年齢に到達した方で、まだ年金を受け取られていない方は、ご自身の年金記録の再確認をお願いします(年金記録の確認は、「ねんきんネット」をご活用いただくか、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室にお問い合わせください)。
 詳しくは、日本年金機構のホームページ(後記二次元コード)をご覧ください。
 担当=国保・年金課国民年金係
 問 世田谷年金事務所三軒茶屋相談室
 ☎6844-3871(音声案内「1」→「2」)
 FAX3421-1147 